

平成31年4月5日開催

第22回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午前 9時34分 開会

◎開会の宣告

○会長（今井 隆） 皆さん、おはようございます。皆さんもご存じのことと思いますけれども、ここ何カ月かですか、新規就農者の方が二、三名申請されております。そんな新規就農者のための支援金というのがあるわけですが、準備型というのですか、研修中に2年、150万円支給される、そういう。あと、その後始めてからですか、開始型ということで5年間150万円支給されるということなのです。今までそういうわけだったので、今回2019年度、今年度から何だか内容が大分変わったようで、新規就農者の前年度の収入がその世帯で600万円以上あると対象にならないという、そういう話が農水省のほうから都道府県のほうへ連絡が来まして。

そのかわりに、今まで45歳未満ですか、それが50歳になるそうです。そういうことでいろいろ見直しがあるわけなので、そんなことで600万円以上。そういう対象にひっかかるような方が随分これから出てくるということで、都道府県のほうも急にそんな相談されないうちにそんなのが決まったようで、大分ちょっといろいろ批判が出ておるようです。それなので、いろいろこれから財政も苦しくなる。そんな話もあるようでございます。そういうことで、皆さんも新規就農者に相談された場合に600万円以上だとちょっと難しい。拘束力はなさそうなので、またそのような相談をされたときは、そのようにお伝えいただきたいと思います。

○事務局長（堀越 修） どうもありがとうございました。

それでは、総会の進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第22回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号4番、佐藤勲委員並びに20番、乾隆明委員、23番、中島隆夫委員の3名が欠席とのことでございます。全員25名のところ22名ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命をいたします。

それでは、皆様にお伺いします。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、中沢幸子委員並びに16番、生方富行委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の齊藤主任主事を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

議事進行の中で、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願いいたします。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、昭和55年2月19日許可、群馬県指令西農第380号、変更の理由は、許可を受けた土地の一部を弟の住宅の一部として利用したいためということでございます。変更後につきましては、契約内容は贈与、転用目的は一般住宅でございまして。なお、こちらは関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書23ページ、議案第4号ナンバー27が関連案件でございまして。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は住宅でございまして、昭和48年6月16日許可、群馬県指令西農第2223号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建てる計画がなくなったためとのこととございまして。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書24ページ、議案第4号ナンバー29が関連案件でございまして。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成5年7月20日許可、群馬県指令西農第1289号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建てる計画がなくなったためとのこととございまして。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書は25ページ、議案第4号ナンバー36が関連案件でございまして。

4番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございまして、平成28年5月23日許可、高農委指令第1062号。一時転用期間は、平成28年5月23日から平成31年5月22日までの3年間でございまして。変更の理由は、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためということでございまして。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間は、平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございまして。関連案件といたしまして、変更後の3条申請の地上権設定であります議案書11ページ、議案第2号ナンバー14、変更後の5条申請の支柱部分の転用、議案書17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件となっております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては4件でございまして。ご審議のほど

よろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

質問等なければ、許可してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については事前調査案件でございます。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件ですので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。関連案件といたしまして、次の2番が関連案件でございます。

2番 契約の内容以降は、先の1番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1、2の審議資料をご覧ください。申請人は現在45歳でございます。今回の申請で許可を受けましたら、直ちに農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、自然の中で仕事ができることに魅力を感じたことと、生産したものを直接販売し、消費者から喜ばれることでやりがいも得られることから、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、消費者の求めるブドウの生産、販売を行っていきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、県の農業公社トライアルファームにて、平成28年から2年間ジャガイモやニンジン等、野菜全般の栽培について研修を受けたとのことでございます。また、県の農業技術センターにて平成29年から1年半、ブドウの栽培について研修を受けているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次5年後と設定されております。当初時、目標時ともに作業全般を申請人1人で行うと伺っております。農業従事日数につきましては、年間200日を予定しております。5年後も同様の計画でございます。当初経営面積でございますが、約40アールの借

地にて経営を開始いたしまして、5年後も同様の計画でございます。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、ブドウで、品種は、主にシャインマスカットを栽培する予定でございますが、現在様々な品種を試験的に植えておりまして、その生育状況、品質等を見て、最終的に品種を決定する予定だと伺っております。

作付計画につきましては、記載のとおりでございます。少しわかりにくくなっておりますが、作物名のところに記載のあるものが、各作業の工程でして、括弧内が何年目に行う作業であることを示しております。ブドウの収穫は、3年目から収穫できる予定となっております。4年目以降につきましては、3年目の作業と同様となる予定でございます。出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに消費者への直接販売と伺っております。

5の経営試算でございますが、当初時はブドウの収穫がないことから収益は発生いたしません、5年後につきましては、約480万円の粗収益を目指すものです。

1枚おめくりください。運転資金でございますが、自己資金200万円で経営を開始する計画でございます。

生活費につきましては、自己資金で100万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、ブドウ棚、苗木、噴霧器を自己資金にて取得する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料がこの5年間の詳細な経営試算となっておりますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。なお、こちらの1番、2番につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回は第1班の調査です。

それでは、調査班長の津久井一義委員から報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 営農計画書の農業経験欄を見ると、野菜の栽培技術を習得したとありますが、今回の作物はブドウのみとなっております。ブドウのほかに野菜の栽培はしないのですか。また、収穫は3年目からの計画で、それまでは収入がないということになりますが、その間には何か副業などで収入を得るのですか。

回答 以前よりブドウづくりに興味がありました。今のところ野菜をつくる計画はありません。農業収入が当面ないことについては、現在実家暮らしをしており、貯金もあり、また多少のアルバイトもする予定なので、生活は心配ないと考えています。

質問2 農業従事日数が計画では200日とありますが、ちょっと少ないように感じますが。

回答 週休2日をベースに考えて200日と記載しました。確かにちょっと少ないかもしれませんが、実際は、もっと従事することになると思います。

質問3 ブドウの品種はシャインマスカットとありますが、選んだ理由は何ですか。

回答 市場での需要が高いと考え、選びました。

質問4 販路は直売のみの計画のようですが、収穫するブドウが販売し切れない場合を見込んで、別の販路も考えておいたほうがよいと思います。

回答 当面は直売のみを考えています。ご意見をいただき、その他の農産物直売所などの利用も考えたいと思います。

質問5 40アールの面積を一人で営農するのは大変だと思います。特に収穫には人手がいると思いますが、お客さんに刈り取ってもらうことも考えているのですか。

回答 当初は自分で収穫する予定です。将来的にはお客さんに刈り取ってもらうことも検討したいと思います。

質問6 ブドウ棚の設置は、いつ頃を予定しているのですか。

回答 許可を取得後、すぐに設置したいと思っています。

質問7 ブドウの栽培方法なども、今後も相談に乗ってくれる方はいるのですか。

回答 現在、農業技術センターで教えていただいております。今後も引き続き相談に乗っていただける予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に、そして皆さんより質疑をお受けいたします。

ちょっと自分のほうから聞きたいのだけれども、これは品種、シャインマスカットだけなのだけれども、それで、これの収穫時期見ると、8月、9月、10月の頭ごろまであるのだけれども、そんなに長く収穫時期というのはあるのかね。早生がなく、1品種だけなら収穫期間が2カ月ちょっとだと思うのだけれども。事務局、お願いします。

○事務局 主にはシャインマスカットを栽培する計画ですが、現在この申請地に試験的にいろいろな品種を植えているということで、現地を確認したときも、確かにいろいろな品種が試験的に植えられている状態でした。今後この品種の生育状況と、実際の品質等を見ながら、シャインマスカット以外も今試験的に植えているもののうち幾つかを最終的に植えていくということです。一応シャインマスカット以外にも収穫するものがあると思いますので、収穫時期が少し長目に設定されているとのことでございます。

○会長 それがわかればね。

○事務局 先ほどの補足なのですが、シャインマスカットは、場所にもよるのですけれども、一般的に大体7月ごろから出回り始めまして、12月ごろまで収穫時期があるとのことですよ。

○会長 そんなにあるの。

○事務局 ええ。

○会長 そういうことだそうです。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

お願いします。

○7番寺崎委員 7番、寺崎です。ブドウ棚を設置するということになると、かなり長い期間の賃貸になると思うのですけれども、何年で契約しているかわかれば教えていただきたいのですけれども。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 1番、2番ともに契約期間は10年間ということで伺っております。

○7番寺崎委員 はい。

○会長 10年ということね。

ほかにもございますでしょうか。

なければ、これより許可としてよいか皆様にお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、新規就農をするに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー3審議資料をご覧ください。申請人は、現在41歳でございまして、今回の申請で許可を受けましたら、直ちに農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、自身の持病が食べ物により改善した経験から食の重要性を感じ、食の基本となる農業に携わることで、少しでも体によいものを供給したいと思い、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、研修先である農業団体の販売ルートを活用いたしまして、将来的にはインターネットを使った野菜のセット販売も行いたいとのことですよ。

3の職歴及び農業経験でございますが、平成23年より県外での法人にて水稻、ブロッコリー、ネギ等の栽培について研修を受けたとのことでございます。また、昨年の4月からは地元の農業団体にて研修を受けているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時と

もに作業全般を申請人一人で行うと伺っております。農業従事日数につきましては、年間290日を予定しております、5年後も同様でございます。

当初経営面積でございますが、69アールの借地にて経営を開始いたしまして、徐々に借入地を増やしまして、5年後は106アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、レタス、グリーンボール、ズッキーニ、ニンジン、コマツナを予定しております、2年目以降はミニトマトも作付する計画でございます。また、当初時の申請地は69アールでございますが、土地の形状上、実際使えるのは約50アールと伺っております、上半期でレタス、グリーンボール、ズッキーニを、下半期はズッキーニは継続となりますが、そちらとあわせましてニンジン、コマツナの栽培、収穫を行う予定でございます。

下の作付計画をご覧いただくとわかりやすいかと思いますが、レタスの収穫が終わりましたら、同じ場所でニンジンを作付いたしまして、またグリーンボールの収穫が終わりましたら、同じ場所でコマツナを作付する計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに地元の農業団体から各種スーパーに出荷する予定となります。

1枚おめくりいただきまして、5の経営試算でございますが、当初は約283万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後につきましては作付面積を増やすことから約520万円の粗収益を目指すものです。

運転資金は、自己資金250万円で経営を開始する計画でございます、こちらには記載がないのですが、県の青年等就農計画の認定を受けまして、新規就農の補助金も受ける予定でございます。

生活費につきましては、自己資金で140万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機を自己資金にて取得する予定と伺っております。また、目標年までには予冷庫とビニールハウスを、こちらも自己資金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料がこの5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。

なお、こちらの3番につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 有機栽培は考えていますか。

回答 はい、全て有機栽培になります。

質問2 肥料はどのようなものを使用しますか。

回答 当初は、研修先の農家さんがつくったものを分けてもらう予定です。肥料の材料は、牛ふん、豚ふん、ナメコの排床、コーヒの絞りかす、稲わらを使用したものになります。

質問3 栽培は露地栽培ですか。その場合、雑草対策はどのように考えていますか。

回答 全て露地栽培です。雑草対策は、ニンジン等、マルチを使わないものは太陽熱消毒で対応する予定です。

質問4 目標年には、106アールの農地を耕作する計画となっておりますが、その面積を一人で耕作するのは大変だと思います。特に、予定作物の中のニンジンやコマツナは、作付した後、品質確保のために間引く作業も必要になるとと思いますが、その作業はどう考えていますか。

回答 ニンジンやコマツナは間引かないで、品質が落ちるものはB級品として販売する予定です。出荷先は、地元の農業団体が主になりますが、規格外のものは別のお客先になります。そちらは自分で値段を決めることができるので、安い値段で販売しようと思っています。

質問5 一人での作業は大変だと思いますが、誰かに手伝ってもらう予定はありますか。

回答 自分一人で手が回らないときは、シルバー人材や知り合いに依頼し、アルバイトを雇う予定です。営農計画書に雇用労賃として年間50万円を計上しています。

質問6 収穫量と品質、どちらにこだわっていきたいですか。

回答 量より品質に力を入れたいと考えていますが、出荷する作物の単価が上がらないと収益も上がらないので、両立できるよう頑張っていきたいです。

質問7 幾つかの作物を栽培する計画ですが、播種は分けて行うのですか。

回答 一つの作物について、複数の品種を考えています。品種ごとに分けて播種を行い、収穫時期をずらす計画です。

質問8 今回の申請地は、誰かに紹介してもらったのですか。

回答 研修先の地元の農業団体から紹介を受けました。昨年1年間は、作物の作付はしていなかったようですが、トラクターで耕運され、管理はされていました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議、そして皆さんより質問と質疑をお受けいたします。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可としてよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請審議資料ナンバー4の資料をご覧ください。1の就農動機でございますが、父が栽培してきたプラム、梅を軸にその他の作物の栽培拡大を図りたいということと、父の農業に対する情熱や栽培技術を残したいとの思いから、今回就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想といたしましては、法人として農業参入することにより、栽培から販売までを管理できる経営をしていきたいと考えているとのことでございます。また、自社の栽培作物の加工から販売まで6次産業化することにより強固な経営を目指すとともに、雇用についても福利厚生を充実させまして、働いてくれる方に安心していただける環境づくりをし、安定した会社経営を目指したいとのことです。

3の職歴及び農業経験につきましては、法人代表は建設業の傍ら営農50年以上となる父の梅及びプラム栽培をおよそ20年間手伝っており、昨年からそれら作物の栽培技術指導を父より受けております。今後は、梅やプラムの収穫後にも栽培できるネギやハウレンソウの栽培技術習得のため、農林大学校が開講する週2回のぐんま農業実践学校にも通う予定と聞いております。

4の経営の概要につきましては、目標年次5年後と設定されております。当初時は、農業経験豊富な父の指導のもと本人、妻の3人で経営を開始いたしまして、5年後には父の技術を受け継ぎ、本人、妻を中心とした農業経営を目指すものです。

1枚おめくりください。当初借り受ける面積は、父が営農している合計50.52アールを借り受ける計画でございます。現地には成木した梅やプラムが植樹されております。

また、営農計画といたしましては、12月から2月にかけて剪定を行いまして、梅については5月から6月に収穫、プラムについては6月から10月までを収穫期間としております。目標時には、梅、プラムの栽培面積を拡大するとともに、ネギ、ハウレンソウについても作付する計画でございます。また、出荷先につきましては、当初JAを中心に出荷予定でございます。農業経営が安定しましたら、県内外の農業イベントを中心に出店を行いまして、インターネット販売や直売をすると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5の経営試算でございますが、当初の粗収益といたしましては、梅とプラム、合計で約350万円を見込んでおりまして、5年後にはネギ、ハウレンソウも含めまして、合計1,146万円を目指すものです。

1枚おめくりください。資金計画といたしましては、金融機関から1,100万円借り受けて経営を開

始する計画でございます。生活費につきましては、自己資金で600万円とのことでございます。経営開始時の資本装備につきましては、記載のとおりでございます。管理機を借入金にて取得する計画でございます。また、目標年までにはそちらに記載のある機械等をこちら借入金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、参考までにご覧いただければと思います。また、こちらの4番につきましては、「農地法第3条調査書」3ページのとおり、農地法第3条第2項第2号を除く各号には該当しない、また農地所有適格法人以外の法人が賃借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の代表者と担当の2名の出席でした。

質問1 梅、プラムの手伝いの経験は、どのくらいになりますか。

回答 毎日携わるのは今年に入ってからですが、幼少期から手伝いをしているので、年間の作業の流れはわかっています。

質問2 梅、プラムの作業とネギ、ハウレンソウの作業との期間の兼ね合いは、どう考えていますか。

回答 梅、プラムの作業が少ない冬場に収穫できる作物として、ネギ、ハウレンソウを選定しました。また、ネギについては秋冬ネギを主に考えています。

質問3 6次産業化を目指すとのことですが、商品開発について何か考えがあるのですか。

回答 養蜂も行っているのと、とれた蜂蜜と梅やプラムを使った焼き菓子を検討しています。

質問4 5年後の目標では、梅の栽培面積をかなり増やす計画となっておりますが、その理由を聞かせてください。

回答 6次産業化を考えると梅のほうが加工に向いているためです。また、収穫の際、プラムに比べて梅は手間がかからず、面積を増やしても対応できると考えたからです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質問等をお受けいたします。

目標時までいろいろ資本装備といいますか、こういうのを見ると経費がかかりますね。

○19番石井委員 済みません、いいですか。

○会長 お願いします。

○19番石井委員 19番、石井です。これは、私の地域の案件なのですが、お父さんと私がプラムの役員をやったりして、一緒にやっています、せがれさんのほうはちょっとわからないんですけども。お父さんがちょっと体を壊しまして今入院をしているんですけども、やっぱり一生懸命お父さんが頑張っているのです。それを継いでいただけるということは、大変ありがたいことだと思います。本人も一生懸命やる気でいます。

○会長 その本人は今まで勤めしていた。

○19番石井委員 勤めに。

○会長 勤めしていて、親御さんが。

○19番石井委員 今も本人は行っているんですけども、合間ということ。それで、お父さんが入院してしまってやる人がいなくなりました。それで、本人もこれではしょうがないということで携わるようになった。後を継ぐということですから。

○会長 でも、その作業というか、栽培のほうはお父さんからちゃんと指導は受けられるのですか。

○19番石井委員 大丈夫ですよ。お父さんも、まだ元気で。それで帰ってきて指導はできますので。ありがたいと思います。

以上です。

○会長 では、心配ないね。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにしてよいか、皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借りている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、借りている申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に天然ガス輸送導管を埋設しており権利保全のため地役権を設定したいという申請でございます。

8番 契約内容は地役権の設定、契約の内容以降につきましては、前のナンバー7と同様でございます。

9番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら、設定期間が定められております。平成31年4月22日から平成41年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー33が関連案件となっております。

12番 契約内容は使用貸借、法人経営に移行したく申請地を法人で借り受けたいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちら、設定期間につきましては、平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書4ページ、議案第1号ナンバー4、太陽光発電設備の支柱部分の5条許可申請、議案書17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただければと思います。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては11件でございます。なお、9番を除きますこの10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入って、皆さんより質疑を受けるわけですが、この中に今事務局の説明のとおり、9番。この申請を許可要件にそぐわないということで取り下げしようと思ったら、本人がそれでも審議してほしいということなのですけれども。これは、許可要件に適合していないということで不許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、9番は不許可といたします。

それでは、9番を除きまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら一時転用の申請でして、設定期間が平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間の計画でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央でございます黄色に塗られた箇所が今回の申請地でございます。高崎市立馬庭小学校から東に約600メートルの場所に位置しております。申請地は、周囲を農地に囲まれた農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面中央の四角い土地1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北が畑、東が田、南が水路、西が公衆用道路となっております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が太陽光パネルの配置図、4枚目が支柱の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめをされている箇所を右にして横方向にご覧いただければと思います。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.28平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は92キロワットでございます。また、太陽光パネルの下の農地にはフキが植えられております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図、6枚目が太陽光パネルとパネルの間を示した詳細な平面図となっております。図面の向きは、ホッチキスどめをされている箇所を左の縦方向にしてご覧いただければと思います。営農型発電用のパネルになりますので、地上高は3メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2.4メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが営農計画でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキノトウでございます。

次のページをご覧くださいまして、こちらは年間の営農計画でございます。記載のありますとおり、1月に収穫を行い、年3回除草管理等を行う計画です。2年目以降につきましても、同様でございま

す。

次に利用する農機具ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては30年、そのうち本申請地に作付のフキにつきましては、3年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、遮光率を30%に設定したので、成長に問題ないとのことでございます。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、間隔も縦方向に4.5メートルから図面の横方向に2.4メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございますが、こちらは安中市の生産農家の収穫を参考に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものです。

1枚おめくりいただきまして、こちらが3月13日の現地の写真でございます。こちらは、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 収穫はフキノトウだけですか。

回答 はい。フキノトウだけです。フキノトウは、私の年齢でも収穫作業の負担が少なく、営農型発電を継続できると考えたからです。

質問2 現地を確認したところ、とてもきれいに管理されていました。冬に枯れたフキは処分しているのですか。また、除草は手作業で行っているのですか。

回答 刈り取ったフキは、申請地の北側に積んでいます。量が増えてきたら、他の畑へ移し堆肥にする予定です。除草については、計画書に記載したとおり、年3回手作業で行います。

質問3 「もみぬか」の堆肥を使っているとのことですが、「もみぬか」に何をまぜて堆肥にしているのですか。

回答 もみ殻、鶏ふん、こぬかをまぜて市販の醗酵剤を使用し、水をかけてから、その上に稲わらを敷いて醗酵させています。その後20日ほどの期間を置き、再度醗酵剤と水をかけ、かきまぜ堆肥にしています。

質問4 現地では土を盛ってありましたが、盛った理由を教えてください。

回答 水はけをよくするために行いました。

質問5 出荷先はJAとありますが、JA以外は出荷しないのですか。

回答 JAは全部買い取ってくれるので、今後JAのパックセンターに出していく予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 済みません、補足の説明になるのですが、ちょっと先ほど営農の計画の説明の中にちょっと1点漏れていたところがありましたので、私のほうから補足をさせていただきます。一番後ろの写真からその前のページなのですけれども、(3)に下部の農地の単収というところがございまして、こちらの方の今個人申請で代理人を通さないで申請していることから、ちょっと今単収の見込み、四角の枠の中にですが、初年度40キログラム、2年度が66キログラム、3年度が92キログラムとあるのですが、こちらは、済みません、当初の3年前の申請書をそのまま使ってきてしまっておりまして、今現在は3年のキログラムがずっと継続している形でございます。なので、1年ごとの報告につきましても、およそ3年後収穫があるというふうに事務局のほうにご報告をいただいておりますので、ちょっとそちらだけ補足で説明をさせていただきました。

以上でございます。

○会長 3年目が92キログラムということ。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 地域の平均的な単収が92キログラムということで。3年目の収穫量も、92キログラム。

○事務局 ほぼ100%です。

○会長 同じということだ。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 それで、この一番最後の写真、3月13日。大分これはフキノトウ、育ちきってしまっているけれども、これはどうしたの。こんなに大きくしてから、これは撮っているのか。

では、事務局。

○事務局 こちらの写真、収穫後の写真でして、この後、収穫はする予定はないので、このままになります。

○会長 では、よく育ちきったのは焼き餅の中に入れるとかなんだとかと、そういう説あるよね。では、もう収穫しないわけね。

○事務局 はい。もう収穫は終了しているそうです。

○会長 そうですか。

皆さんのほうからございますでしょうか。

なければ、許可相当として伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

2番 イチゴ狩りの時期に申請地を来客用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら、一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。平成31年4月23日から平成31年8月31日までの約4カ月間の計画でございます。

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございます。宅地936.68平米、山林69平米と一体利用でございます。

4番 自宅の庭及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭及び露天駐車場の申請でございます。宅地335.00平米と一体利用の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

5番 所有する貸家の庭及び露天駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地500.07平米と一体利用の申請でございます。また、こちら農地種別区分1種とございますが、1種の例外許可規定にございます集落接続が適用でき、許可要件を満たすものと考えられます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定によります許可申請の一括案件につきましては、5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから、ナンバー2からナンバー6までの説明がございました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

これとってなければ許可相当としてよいか皆様に伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

ここで休憩をとります。最後までやると時間が長くなってしまうので。

それでは、10分ということで50分。10時50分、それまで休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

まず初めに、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 取り下げでお願いいたします。

○会長 今、事務局から取り下げという説明がございましたので、取り下げといたします。

それでは、続きまして、ナンバー2です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案書4ページの議案第1号ナンバー4、3条の地上権設定、議案書11ページ、議案第2号ナンバー14が関連案件となっております。なお、こちら3条の地上権設定の許可と、こちらの5条申請の支柱部分の転用の許可の審議は一緒でございますので、どちらか一方だけが許可ということはございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2、審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面上部に記されている箇所が今回の申請地でございます。高崎市立久留間小学校から北に約2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図となっております。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。図面上の赤色で着色されている箇所が今回の申請地でございます。申請地周辺は、宅地、雑種地、農振農用地が混在する地域でございます。申請地は農振農用地の青地農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目、公図の写しとなっております。ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただければと思います。赤枠で囲まれている筆、7筆が今回の申請地でございます。なお、申請地の真ん中を通ります細長い筆、5筆につきましては、暗渠、水路が通っているた

め、転用の際、支柱を設置しないように土地の所有者から言われているとのことをごさいますて、議案書では転用面積が内0.00平米となっておりますが、パネル下の農地の管理をする際に、こちらの5筆についても管理を行っているとのことをごさいますて、今回の申請地に含まれております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目、土地の利用計画図でございます。図面の向きが再び変わりました、ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。こちらは、更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.48平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は、391.2キロワットでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2メートルでこのタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地における作物につきましては、ミズフキを100平米、ミョウガを4,890平米で栽培する計画でございます。

次のページをご覧ください。こちらは、年間の営農計画でございます。記載がございますとおり、ミズフキは5月から6月にかけて収穫、ミョウガは8月から9月にかけて収穫を行いまして、どちらも11月に追肥を行う計画でございます。除草については適宜行うとのことでございます。また、3年目の12月には株分けを行う計画となっております。

利用する農業機械につきましては、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては50年、そのうち本申請地に作付していますミズフキ、ミョウガにつきましては3年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ミズフキ、ミョウガはともに陰性植物であり、パネル下での半日陰の状態が生育に適していることから、パネル下での栽培でも支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高が2.5メートル、間隔も2メートルあることから、使用する農業用の機械も入ることができ、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の農地の単収につきましては、計画書に記載のとおりでございます、こちらは西部農業事務所資料を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

2枚おめくりいただければと思います。最後のページがフキとミョウガの現地の写真でございますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、2番の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー2につ

いて、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。なお、当日は譲受法人の営農担当者3名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、圃場の南側は何も作付されていないように見えたのですが、作付する予定はないのですか。

回答 一番南側は、最近ミョウガを作付したばかりなので、まだ芽が出ていない状態です。西部農業普及所からの指示で、50アールの圃場を3つに分け、1年目に北側の10アール、2年目に真ん中の20アール、今年の春に残りの南側の20アールにミョウガを作付しました。

質問2 ミョウガを作付する際に、わらを敷かないと実が青くなってしまうと思いますが、わらは敷いていますか。

回答 西部農業普及所からは、わらを敷いたほうが商品としてよいミョウガがとれると伺っていますが、当初時はわらを敷かずに作付しています。そのため収穫したミョウガの中には色づきの悪いものもありますが、2次加工を目的とした業者に出荷しているため問題はありません。

質問3 圃場の一部ではフキも作付していますが、全面をミョウガにしない理由は何ですか。

回答 当初は、全面にフキを作付する計画だったのですが、苗の入手ができず急遽ミョウガに変更しました。変更する際は、今後のためにフキを少し作付してみたらと農業委員からアドバイスがあり、1アールですが作付しています。出荷先からフキを生産してほしいとの要望もあるため、栽培を継続しています。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 農産物の二次加工をしている首都圏の障害者を支援する法人に出荷しています。また、老人ホームの食材としても購入いただいています。

質問5 何年か経過するとミョウガの収量が落ちてくるとありますが、どのくらいの期間を見込んでいますか。また、対策は考えていますか。

回答 西部農業普及所からは3年で収量が落ちてくると聞いています。3年目を目安に株分けを行っていく予定ですが、実際は現地の様子を見ながら行いたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

なければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これから一括審議に移ります。けれども、今回は案件が非常に多くて61件あるようですので、ナンバー3からナンバー26までが南部地区の案件です。それで、ナンバー27からナンバー61

までが北部地区の案件。ということで、2回に分けて審議をこれよりいたします。

それでは、事務局、ナンバー3からナンバー26までの説明、お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、診療所の来客用駐車場が不足しているため隣接地である申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます、原野81平米と一体利用でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の叔父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、両親と同居するため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが実家へ戻るため実家に隣接する申請地を買い受けて離れを建築したいという住宅離れの申請でございます、宅地166.02平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、申請地方面の仕事が増加し、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分は第1種農地とございますが、1種の例外許可規定にございます集落接続に該当するもので許可要件を満たすものと思われま

す。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、事業拡大に伴い従業員用の駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという住宅5棟、建売分譲住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場及び資材置き場が不足しているため事務所に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は24件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 いいですか。

○事務局 はい。

○会長 事務局よりナンバー3からナンバー26までの説明がございました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けします。

なければ、まず初めに、ナンバー17を見てもらうと、面積が1万6,848平米、1町6反ちょっと余あるわけで、基準以上の面積だということなので、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

それでは、17除いてそのほかの案件について、皆さんより質疑をお受けいたします。

これもないですか。よろしいですか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、今度は北部地区の案件です。

それでは、事務局、ナンバー27からナンバー61まで説明をお願いします。

○事務局

27番 契約内容は贈与、県外に暮らしているが退職を機に地元に戻ることにしたため申請地を兄より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件となっております。

28番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため作業所に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請が関連でございます。

30番 取り下げでお願いいたします。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて鉄工所用地として使用したいという鉄工所の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、使用している農業用倉庫及び作業所が手狭なため敷地を拡張し使用したいという農業用施設及び作業場の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので、設定期間が定められております。平成31年4月22日から平成41年4月21日までの10年間の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書10ページ、議案第2号ナンバー11が関連案件となっております。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を伯母より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー3の計画変更申請が関連でございます。

37番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます、宅地295.55平米と一体利用の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地80.59平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は使用貸借、資材置き場が不足しているため申請地を父より借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は貸借、従業員用の駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

51番 契約内容は使用貸借、認定こども園の建築を計画している申請地の埋蔵文化財試掘調査と地盤調査を実施したいという埋蔵文化財試掘調査及び地盤調査用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。平成31年4月22日から平成31年

9月30日までの約5カ月間でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて露天資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、宅地255.26平米と一体利用でございます。

58番 契約内容は使用貸借、自己用住宅建築に伴い申請地を義父より借り受けて通路として使用したいという通路用地の申請でございまして、宅地457.81平米と一体利用の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、榛名山ヒルクライム大会開催に伴い選手の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一部用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、こちら、一時転用の申請となりまして、転用期間が平成31年5月18日から平成31年5月30日までの計画となっております。

60番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。平成31年5月1日から平成33年4月30日までの2年間の計画でございます。

61番 契約内容は売買、土木外構工事業を営んでいるが資材置き場が不足しているため自宅近くの申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては、取り下げ1件を除きます34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたが、この中で30番が取り下げという説明がございました。ということで、30番を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

事務局。

○事務局 補足の説明を1点させていただきたいと思っております。議案書30ページの59番でございます。こちら、転用面積が露天駐車場ということで7,355平米、2,000平米を超える案件ではございますが、

こちらは駐車場が各ばらばらの駐車場でございます、そちらはまとめると7,355平米とはなるのですが、一番大きい駐車場も2,000平米以下でございますので、一括案件とさせていただきます。補足は以上でございます。

○会長 そういふことだそうでございます。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。59番はこれだけの面積だけのを分散しているの、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくもいいのですよね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 それでは、まず初めに皆様に聞きます。ナンバー51が3,000平米以上です。それでは、この件につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいかまず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それは許可相当といたします。

では、それ以外のものにつきまして質疑をお受けいたします。それもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次は、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は長屋建住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の届出を書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか35件、計36件の農地法5条の規定による転用届出を審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか20件、計21件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月、許可相当としていただいた案件でございます。4条が12件、5条が52件でございます。また、そのうちのナンバー30とナンバー55につきましては、3,000平米を超える案件でございますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当という回答をいただいております。また、その他の案件につきましても、他法令の回答をいただきまして問題ないということで伺っておりますので、平成31年3月22日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

それでは、その他の事項で局長、お願いします。

○事務局長 総会終了後に公害対策委員会、皆さんご案内のとおり開催させていただきますので、終了後もそのままでもよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ほかに、事務局のほうございませんか。

○事務局 ありません。

○会長 平成最後の農業委員会総会、ご苦労さまでした。次回は、令和元年5月第23回の総会ですので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第22回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時35分 閉会

◎開 会

午前 9時34分 開会

◎開会の宣告

○会長（今井 隆） 皆さん、おはようございます。皆さんもご存じのことと思いますけれども、ここ何カ月かですか、新規就農者の方が二、三名申請されております。そんな新規就農者のための支援金というのがあるわけですが、準備型というのですか、研修中に2年、150万円支給される、そういった。あと、その後始めてからですか、開始型ということで5年間150万円支給されるということなのです。今までそういうわけだったのですけれども、今回2019年度、今年度から何だか内容が大分変わったようで、新規就農者の前年度の収入がその世帯で600万円以上あると対象にならないという、そういう話が農水省のほうから都道府県のほうへ連絡が来まして。

そのかわりに、今まで45歳未満ですか、それが50歳になるそうです。そういうことでいろいろ見直しがあるわけなのですけれども、そんなことで600万円以上。そういう対象にひっかかるような方が随分これから出てくるということで、都道府県のほうも急にそんな相談されないうちにそんなのが決まったようで、大分ちょっといろいろ批判が出ておるようです。それなので、いろいろこれから財政も苦しくなる。そんな話もあるようでございます。そういうことで、皆さんも新規就農者に相談された場合に600万円以上だとちょっと難しい。拘束力はなさそうなのですけれども。またそのような相談をされたときは、そのようにお伝えいただきたいと思います。

○事務局長（堀越 修） どうもありがとうございました。

それでは、総会の進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第22回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号4番、佐藤勲委員並びに20番、乾隆明委員、23番、中島隆夫委員の3名が欠席とのことでございます。全員25名のところ22名ということで、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命をいたします。

それでは、皆様にお伺いします。議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、中沢幸子委員並びに16番、生方富行委員の両名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の齊藤主任主事を任命いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

議事進行の中で、発言される場合は挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、早速議案に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約の内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、昭和55年2月19日許可、群馬県指令西農第380号、変更の理由は、許可を受けた土地の一部を弟の住宅の一部として利用したいためということでございます。変更後につきましては、契約内容は贈与、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらは関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書23ページ、議案第4号ナンバー27が関連案件でございます。

2番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は不明、転用目的は住宅でございまして、昭和48年6月16日許可、群馬県指令西農第2223号でございました。変更の理由につきましては、住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されてございまして、議案書24ページ、議案第4号ナンバー29が関連案件でございまして、

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、平成5年7月20日許可、群馬県指令西農第1289号でございました。変更の理由につ

きましては、住宅を建てる計画がなくなったためとのことでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておまして、議案書は25ページ、議案第4号ナンバー36が関連案件でございます。

4番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地でございます。平成28年5月23日許可、高農委指令第1062号。一時転用期間は、平成28年5月23日から平成31年5月22日までの3年間でございます。変更の理由は、パネル枚数及び架台支柱の本数を変更するためということでございます。変更後につきましても、同じく契約内容は賃貸借、転用目的は支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地。一時転用期間は、平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございます。関連案件といたしまして、変更後の3条申請の地上権設定であります議案書11ページ、議案第2号ナンバー14、変更後の5条申請の支柱部分の転用、議案書17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件となっております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては4件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けいたします。

質問等なければ、許可してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー4については事前調査案件でございます。また、ナンバー1並びにナンバー2については関連する案件ですので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は賃貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。関連案件といたしまして、次の2番が関連案件でございます。

2番 契約の内容以降は、先の1番と同様でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー1、2の審議資料をご覧ください。申請人は現在45歳でご

ざいまして、今回の申請で許可を受けましたら、直ちに農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、自然の中で仕事ができることに魅力を感じたことと、生産したものを直接販売し、消費者から喜ばれることでやりがいも得られることから、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、消費者の求めるブドウの生産、販売を行っていきたいと考えているとのことでございます。

3の職歴及び農業経験でございますが、県の農業公社トライアルファームにて、平成28年から2年間ジャガイモやニンジン等、野菜全般の栽培について研修を受けたとのことでございます。また、県の農業技術センターにて平成29年から1年半、ブドウの栽培について研修を受けているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次5年後と設定されております。当初時、目標時ともに作業全般を申請人1人で行うと伺っております。農業従事日数につきましては、年間200日を予定しております、5年後も同様の計画でございます。当初経営面積でございますが、約40アールの借地にて経営を開始いたしまして、5年後も同様の計画でございます。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、ブドウで、品種は、主にシャインマスカットを栽培する予定でございますが、現在様々な品種を試験的に植えておりまして、その生育状況、品質等を見て、最終的に品種を決定する予定だと伺っております。

作付計画につきましては、記載のとおりでございます。少しわかりにくくなっておりますが、作物名のところに記載のあるものが、各作業の工程として、括弧内が何年目に行う作業であることを示しております。ブドウの収穫は、3年目から収穫できる予定となっております、4年目以降につきましては、3年目の作業と同様となる予定でございます。出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに消費者への直接販売と伺っております。

5の経営試算でございますが、当初時はブドウの収穫がないことから収益は発生いたしません、5年後につきましては、約480万円の粗収益を目指すものです。

1枚おめくりください。運転資金でございますが、自己資金200万円で経営を開始する計画でございます。

生活費につきましては、自己資金で100万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、ブドウ棚、苗木、噴霧器を自己資金にて取得する予定でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料がこの5年間の詳細な経営試算となっておりますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。なお、こちらの1番、2番につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件

の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、今回は第1班の調査です。

それでは、調査班長の津久井一義委員から報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 営農計画書の農業経験欄を見ると、野菜の栽培技術を習得したとありますが、今回の作物はブドウのみとなっています。ブドウのほかに野菜の栽培はしないのですか。また、収穫は3年目からの計画で、それまでは収入がないということになりますが、その間は何か副業などで収入を得るのですか。

回答 以前よりブドウづくりに興味がありました。今のところ野菜をつくる計画はありません。農業収入が当面ないことについては、現在実家暮らしをしており、貯金もあり、また多少のアルバイトもする予定なので、生活は心配ないと考えています。

質問2 農業従事日数が計画では200日とありますが、ちょっと少ないように感じますが。

回答 週休2日をベースに考えて200日と記載しました。確かにちょっと少ないかもしれません。実際は、もっと従事することになると思います。

質問3 ブドウの品種はシャインマスカットとありますが、選んだ理由は何ですか。

回答 市場での需要が高いと考え、選びました。

質問4 販路は直売のみの計画のようですが、収穫するブドウが販売し切れない場合を見込んで、別の販路も考えておいたほうがよいと思います。

回答 当面は直売のみを考えています。ご意見をいただき、その他の農産物直売所などの利用も考えたいと思います。

質問5 40アールの面積を一人で営農するのは大変だと思います。特に収穫には人手がいると思いますが、お客さんに刈り取ってもらうことも考えているのですか。

回答 当初は自分で収穫する予定です。将来的にはお客さんに刈り取ってもらうことも検討したいと思います。

質問6 ブドウ棚の設置は、いつ頃を予定しているのですか。

回答 許可を取得後、すぐに設置したいと思っています。

質問7 ブドウの栽培方法なども、今後も相談に乗ってくれる方はいるのですか。

回答 現在、農業技術センターで教えていただいております。今後も引き続き相談に乗っていただける予定でいます。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に、そして皆さんより質疑をお受けいたします。

ちょっと自分のほうから聞きたいのだけれども、これは品種、シャインマスカットだけなのだけれども、それで、これの収穫時期見ると、8月、9月、10月の頭ごろまでであるのだけれども、そんなに長く収穫時期というのはあるのかね。早生がなく、1品種だけなら収穫期間が2カ月ちょっとだと思うのだけれども。事務局、お願いします。

○事務局 主にはシャインマスカットを栽培する計画ですが、現在この申請地に試験的にいろいろな品種を植えているということで、現地を確認したときも、確かにいろいろな品種が試験的に植えられている状態でした。今後この品種の生育状況と、実際の品質等を見ながら、シャインマスカット以外も今試験的に植えているもののうち幾つかを最終的に植えていくということです。一応シャインマスカット以外にも収穫するものがあると思いますので、収穫時期が少し長目に設定されているとのことでございます。

○会長 それがわかればね。

○事務局 先ほどの補足なのですが、シャインマスカットは、場所にもよるのですけれども、一般的に大体7月ごろから出回り始めまして、12月ごろまで収穫時期があるとのことですよ。

○会長 そんなにあるの。

○事務局 ええ。

○会長 そういうことだそうです。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

お願いします。

○7番寺崎委員 7番、寺崎です。ブドウ棚を設置するということになると、かなり長い期間の賃貸になると思うのですけれども、何年で契約しているかわかれば教えていただきたいのですけれども。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 1番、2番ともに契約期間は10年間ということで伺っております。

○7番寺崎委員 はい。

○会長 10年ということね。

ほかにもございますでしょうか。

なければ、これより許可としてよいか皆様にお伺いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は賃貸借、新規就農をするに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条ナンバー3審議資料をご覧ください。申請人は、現在41歳でございます。今回の申請で許可を受けましたら、直ちに農業経営を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、自身の持病が食べ物により改善した経験から食の重要性を感じ、食の基本となる農業に携わることで、少しでも体によいものを供給したいと思い、就農を決意したとのことでございます。

2の将来の構想といたしましては、研修先である農業団体の販売ルートを活用いたしまして、将来的にはインターネットを使った野菜のセット販売も行いたいとのことです。

3の職歴及び農業経験でございますが、平成23年より県外での法人にて水稻、ブロッコリー、ネギ等の栽培について研修を受けたとのことでございます。また、昨年の4月からは地元の農業団体にて研修を受けているとのことでございます。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次は5年後と設定されております。当初時、目標時ともに作業全般を申請人一人で行うと伺っております。農業従事日数につきましては、年間290日を予定しておりまして、5年後も同様でございます。

当初経営面積でございますが、69アールの借地にて経営を開始いたしまして、徐々に借入地を増やしまして、5年後は106アールを耕作していく計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、作付作物につきましては、レタス、グリーンボール、ズッキーニ、ニンジン、コマツナを予定しておりまして、2年目以降はミニトマトも作付する計画でございます。また、当初時の申請地は69アールでございますが、土地の形状上、実際使えるのは約50アールと伺っておりまして、上半期でレタス、グリーンボール、ズッキーニを、下半期はズッキーニは継続となりますが、そちらとあわせましてニンジン、コマツナの栽培、収穫を行う予定でございます。

下の作付計画をご覧くださいとわかりやすいかと思いますが、レタスの収穫が終わりましたら、同じ場所でニンジンを作付いたしまして、またグリーンボールの収穫が終わりましたら、同じ場所でコマツナを作付する計画でございます。

出荷計画につきましては、当初時、目標時ともに地元の農業団体から各種スーパーに出荷する予定となります。

1枚おめくりいただきまして、5の経営試算でございますが、当初は約283万円の粗収益を見込んでおります。また、5年後につきましては作付面積を増やすことから約520万円の粗収益を目指すものです。

運転資金は、自己資金250万円で経営を開始する計画でございます。こちらには記載がないのですが、県の青年等就農計画の認定を受けまして、新規就農の補助金も受ける予定でございます。

生活費につきましては、自己資金で140万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、管理機を自己資金にて取得する予定と伺っております。また、目標年までには予冷庫とビニールハウスを、こちらも自己資金にて取得する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料がこの5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。

なお、こちらの3番につきましては、別添「農地法第3条調査書」2ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 有機栽培は考えていますか。

回答 はい、全て有機栽培になります。

質問2 肥料はどのようなものを使用しますか。

回答 当初は、研修先の農家さんがつくったものを分けてもらう予定です。肥料の材料は、牛ふん、豚ふん、ナメコの排床、コーヒの絞りかす、稲わらを使用したものになります。

質問3 栽培は露地栽培ですか。その場合、雑草対策はどのように考えていますか。

回答 全て露地栽培です。雑草対策は、ニンジン等、マルチを使わないものは太陽熱消毒で対応する予定です。

質問4 目標年には、106アールの農地を耕作する計画となっておりますが、その面積を一人で耕作するのは大変だと思います。特に、予定作物の中のニンジンやコマツナは、作付した後、品質確保のために間引く作業も必要になるとと思いますが、その作業はどう考えていますか。

回答 ニンジンやコマツナは間引かないで、品質が落ちるものはB級品として販売する予定です。出荷先は、地元の農業団体が主になりますが、規格外のものは別の出荷先になります。そちらは自分で値段を決めることができるので、安い値段で販売しようと思っています。

質問5 一人での作業は大変だと思いますが、誰かに手伝ってもらう予定はありますか。

回答 自分一人で手が回らないときは、シルバー人材や知り合いに依頼し、アルバイトを雇う予定です。営農計画書に雇用労賃として年間50万円を計上しています。

質問6 収穫量と品質、どちらにこだわっていきたいですか。

回答 量より品質に力を入れたいと考えていますが、出荷する作物の単価が上がらないと収益も上

がらないので、両立できるよう頑張っていきたいです。

質問7 幾つかの作物を栽培する計画ですが、播種は分けて行うのですか。

回答 一つの作物について、複数の品種を考えています。品種ごとに分けて播種を行い、収穫時期をずらす計画です。

質問8 今回の申請地は、誰かに紹介してもらったのですか。

回答 研修先の地元の農業団体から紹介を受けました。昨年1年間は、作物の作付はしていなかったようですが、トラクターで耕運され、管理はされていました。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議、そして皆さんより質問と質疑をお受けいたします。

皆さんのほうから、何かご質問等ございますでしょうか。

なければ、許可としてよいか伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可とすることにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は使用貸借、新規就農するに当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添の農地法第3条許可申請審議資料ナンバー4の資料をご覧ください。1の就農動機でございますが、父が栽培してきたプラム、梅を軸にその他の作物の栽培拡大を図りたいということと、父の農業に対する情熱や栽培技術を残したいとの思いから、今回就農を決意したとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想といたしましては、法人として農業参入することにより、栽培から販売までを管理できる経営をしていきたいと考えているとのことでございます。また、自社の栽培作物の加工から販売まで6次産業化することにより強固な経営を目指すとともに、雇用についても福利厚生を充実させまして、働いてくれる方に安心していただける環境づくりをし、安定した会社経営を目指したいとのことです。

3の職歴及び農業経験につきましては、法人代表は建設業の傍ら営農50年以上となる父の梅及びプラム栽培をおよそ20年間手伝っており、昨年からはそれら作物の栽培技術指導を父より受けております。今後は、梅やプラムの収穫後にも栽培できるネギやハウレンソウの栽培技術習得のため、農林大学校が開講する週2回のぐんま農業実践学校にも通う予定と聞いております。

4の経営の概要につきましては、目標年次5年後と設定されております。当初時は、農業経験豊富

な父の指導のもと本人、妻の3人で経営を開始いたしまして、5年後には父の技術を受け継ぎ、本人、妻を中心とした農業経営を目指すものです。

1枚おめくりください。当初借り受ける面積は、父が営農している合計50.52アールを借り受ける計画でございまして、現地には成木した梅やプラムが植樹されております。

また、営農計画といたしましては、12月から2月にかけて剪定を行いまして、梅については5月から6月に収穫、プラムについては6月から10月までを収穫期間としております。目標時には、梅、プラムの栽培面積を拡大するとともに、ネギ、ハウレンソウについても作付する計画でございまして。また、出荷先につきましては、当初JAを中心に出荷予定でございまして、農業経営が安定しましたら、県内外の農業イベントを中心に出店を行いまして、インターネット販売や直売をすると伺っております。

1枚おめくりいただきまして、5の経営試算でございまして、当初の粗収益といたしましては、梅とプラム、合計で約350万円を見込んでございまして、5年後にはネギ、ハウレンソウも含めまして、合計1,146万円を目指すものです。

1枚おめくりください。資金計画といたしましては、金融機関から1,100万円借り受けて経営を開始する計画でございまして。生活費につきましては、自己資金で600万円とのこととございまして。経営開始時の資本装備につきましては、記載のとおりでございまして、管理機を借入金にて取得する計画でございまして。また、目標年までにはそちらに記載のある機械等をこちらも借入金にて取得する計画でございまして。

1枚おめくりいただきまして、最後の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、参考までにご覧いただければと思います。また、こちらの4番につきましては、「農地法第3条調査書」3ページのとおり、農地法第3条第2項第2号を除く各号には該当しない、また農地所有適格法人以外の法人が賃借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第3条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の代表者と担当の2名の出席でした。

質問1 梅、プラムの手伝いの経験は、どのくらいになりますか。

回答 毎日携わるのは今年に入ってからですが、幼少期から手伝いをしているので、年間の作業の流れはわかっています。

質問2 梅、プラムの作業とネギ、ハウレンソウの作業との期間の兼ね合いは、どう考えていますか。

回答 梅、プラムの作業が少ない冬場に収穫できる作物として、ネギ、ハウレンソウを選定しました。また、ネギについては秋冬ネギを主に考えています。

質問3 6次産業化を目指すとのことですが、商品開発について何か考えがあるのですか。

回答 養蜂も行っているのので、とれた蜂蜜と梅やプラムを使った焼き菓子を検討しています。

質問4 5年後の目標では、梅の栽培面積をかなり増やす計画となっておりますが、その理由を聞かせてください。

回答 6次産業化を考えると梅のほうが加工に向いているためです。また、収穫の際、プラムに比べて梅は手間がかからず、面積を増やしても対応できると考えたからです。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質問等をお受けいたします。

目標時までいろいろ資本装備といいますが、こういうのを見ると経費がかかりますね。

○19番石井委員 済みません、いいですか。

○会長 お願いします。

○19番石井委員 19番、石井です。これは、私の地域の案件なのですが、お父さんと私がプラムの役員をやったりして、一緒にやっています、せがれさんのほうはちょっとわからないんですけども。お父さんがちょっと体を壊しまして今入院をしているのですけれども、やっぱり一生懸命お父さんが頑張っているのです。それを継いでいただけるということは、大変ありがたいことだと思います。本人も一生懸命やる気です。

○会長 その本人は今まで勤めしていた。

○19番石井委員 勤めに。

○会長 勤めしていて、親御さんが。

○19番石井委員 今も本人は行っているのですけれども、合間でということで。それで、お父さんが入院してしまってやる人がいなくなりました。それで、本人もこれではしようがないということで携わるようになった。後を継ぐということですから。

○会長 でも、その作業というか、栽培のほうはお父さんからちゃんと指導は受けられるのですか。

○19番石井委員 大丈夫ですよ。お父さんも、まだ元気で。それで帰ってきて指導はできますので。ありがたいと思います。

以上です。

○会長 では、心配ないね。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにしてよいか、皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に入ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、借りている申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、借りている申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に天然ガス輸送導管を埋設しており権利保全のため地役権を設定したいという申請でございます。

8番 契約内容は地役権の設定、契約の内容以降につきましては、前のナンバー7と同様でございます。

9番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯での申請でございます。

10番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。こちら、設定期間が定められております。平成31年4月22日から平成41年4月21日までの10年間でございます。また、関連案件といたしまして、議案書26ページ、議案第4号ナンバー33が関連案件となっております。

12番 契約内容は使用貸借、法人経営に移行したく申請地を法人で借り受けたいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。なお、こちら、設定期間につきましては、平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございます。関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請、議案書4ページ、議案第1号ナンバー4、太陽光発電設備の支柱部分の5条許可申請、議案書17ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。本案件は、営農型太陽光の更新の申請でございます。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただきますので、そちらで説明させていただければと思います。

15番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては11件でございます。なお、9番を除きますこの10件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、ただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入って、皆さんより質疑を受けるわけですが、この中に今事務局の説明のとおり、9番。この申請を許可要件にそぐわないということで取り下げしようと思ったら、本人がそれでも審議してほしいということなのですから、これは、許可要件に適合していないということで不許可でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、9番は不許可といたします。

それでは、9番を除きまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら一時転用の申請でして、設定期間が平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間の計画でございます。

それでは、別添の農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。図面中央にございます黄色に塗られた箇所が今回の申請地でございます。高崎市立馬庭小学校から東に約600メートルの場所に位置しております。申請地は、周囲を農地に囲まれた農振農用地の青地の農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございます。図面中央の四角い土地1筆が今回の申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北が畑、東が田、南が水路、西

が公衆用道路となっております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が太陽光パネルの配置図、4枚目が支柱の配置図でございます。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめをされている箇所を右にして横方向にご覧いただければと思います。更新の申請になりますので、申請地には太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積0.28平米が今回の一時転用の対象でございます、計画発電量は92キロワットでございます。また、太陽光パネルの下の農地にはフキが植えられております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図、6枚目が太陽光パネルとパネルの間を示した詳細な平面図になっております。図面の向きは、ホッチキスどめをされている箇所を左の縦方向にしてご覧いただければと思います。営農型発電用のパネルになりますので、地上高は3メートルで、このタイプの太陽光パネルが約2.4メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらが営農計画でございます。下部の農地で栽培する作物につきましては、引き続きフキノトウでございます。

次のページをご覧くださいまして、こちらは年間の営農計画でございます。記載のありますとおり、1月に収穫を行い、年3回除草管理等を行う計画です。2年目以降につきましても、同様でございます。

次に利用する農機具ですが、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては30年、そのうち本申請地に作付のフキにつきましては、3年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、遮光率を30%に設定したので、成長に問題ないとのことでございます。

支柱につきましては、最低地上高が2メートル、間隔も縦方向に4.5メートルから図面の横方向に2.4メートルあることから、作業に必要な空間を確保でき、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の作物の平均的な単収といたしましては、営農計画下部に記載のとおりでございます、こちらは安中市の生産農家の収穫を参考に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものです。

1枚おめくりいただきまして、こちらが3月13日の現地の写真でございます。こちらは、参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告、第1班班長、津久井一義。農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は申請人1名の出席でした。

質問1 収穫はフキノトウだけですか。

回答 はい。フキノトウだけです。フキノトウは、私の年齢でも収穫作業の負担が少なく、営農型発電を継続できると考えたからです。

質問2 現地を確認したところ、とてもきれいに管理されていました。冬に枯れたフキは処分しているのですか。また、除草は手作業で行っているのですか。

回答 刈り取ったフキは、申請地の北側に積んでいます。量が増えてきたら、他の畑へ移し堆肥にする予定です。除草については、計画書に記載したとおり、年3回手作業で行います。

質問3 「もみぬか」の堆肥を使っているとのことですが、「もみぬか」に何をまぜて堆肥にしているのですか。

回答 もみ殻、鶏ふん、こぬかをまぜて市販の醗酵剤を使用し、水をかけてから、その上に稲わらを敷いて醗酵させています。その後20日ほどの期間を置き、再度醗酵剤と水をかけ、かきまぜ堆肥にしています。

質問4 現地では土を盛ってありましたが、盛った理由を教えてください。

回答 水はけをよくするために行いました。

質問5 出荷先はJAとありますが、JA以外は出荷しないのですか。

回答 JAは全部買い取ってくれるので、今後JAのパックセンターに出していく予定です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 班長の報告が終わりました。それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

事務局、お願いします。

○事務局 済みません、補足の説明になるのですが、ちょっと先ほど営農の計画の説明の中にちょっと1点漏れていたところがありましたので、私のほうから補足をさせていただきます。一番後ろの写真からその前のページなのですけれども、(3)に下部の農地の単収というところがございまして、こちらの方の今個人申請で代理人を通さないで申請していることから、ちょっと今単収の見込み、四角の枠の中にですが、初年度40キログラム、2年度が66キログラム、3年度が92キログラムとあるのですが、こちらは、済みません、当初の3年前の申請書をそのまま使ってきてしまっておりまして、今現在は3年のキログラムがずっと継続している形でございます。なので、1年ごとの報告につきましても、およそ3年後収穫があるというふうに事務局のほうにご報告をいただいておりますので、ちょっとそちらだけ補足で説明をさせていただきました。

以上でございます。

○会長 3年目が92キログラムということ。

○事務局 そうですね、はい。

○会長 地域の平均的な単収が92キログラムということで。3年目の収穫量も、92キログラム。

○事務局 ほぼ100%です。

○会長 同じということだ。

○事務局 そうですね。はい。

○会長 それで、この一番最後の写真、3月13日。大分これはフキノトウ、育ちきってしまっているけれども、これはどうしたの。こんなに大きくしてから、これは撮っているのか。

では、事務局。

○事務局 こちらの写真、収穫後の写真でして、この後、収穫はする予定はないので、このままになります。

○会長 では、よく育ちきったのは焼き餅の中に入れるとかなんだとかと、そういう説あるよね。では、もう収穫しないわけね。

○事務局 はい。もう収穫は終了しているそうです。

○会長 そうですか。

皆さんのほうからございますでしょうか。

なければ、許可相当として伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、続きまして、一括審議に移ります。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

2番 イチゴ狩りの時期に申請地を来客用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら、一時転用の申請ですので、転用期間が定められております。平成31年4月23日から平成31年8月31日までの約4カ月間の計画でございます。

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地936.68平米、山林69平米と一体利用でございまして。

4番 自宅の庭及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭及び露天駐車場の申請でございまして、宅地335.00平米と一体利用の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

5番 所有する貸家の庭及び露天駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地500.07平米と一体利用の申請でございます。また、こちら農地種別区分1種とございますが、1種の例外許可規

定でございます集落接続が適用でき、許可要件を満たすものと考えられます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定によります許可申請の一括案件につきましては、5件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局のほうから、ナンバー2からナンバー6までの説明がございました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

これとってなければ許可相当としてよいか皆様に伺いますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

ここで休憩をとります。最後までやると時間が長くなってしまいますので。

それでは、10分ということで50分。10時50分、それまで休憩入れます。

休 憩

再 開

○会長 それでは、続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

まず初めに、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 取り下げでお願いいたします。

○会長 今、事務局から取り下げという説明がございましたので、取り下げといたします。

それでは、続きまして、ナンバー2です。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、営農型発電の設定期間が満了するため再設定をしたいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間が定められております。平成31年5月23日から平成34年5月22日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました計画変更申請議案書4ページの議案

第1号ナンバー4、3条の地上権設定、議案書11ページ、議案第2号ナンバー14が関連案件となっております。なお、こちら3条の地上権設定の許可と、こちらの5条申請の支柱部分の転用の許可の審議は一緒でございまして、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願いたします。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2、審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございまして、図面上部に記されている箇所が今回の申請地でございまして、高崎市立久留間小学校から北に約2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図となっております。図面の向きが変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。図面上の赤色で着色されている箇所が今回の申請地でございまして、申請地周辺は、宅地、雑種地、農振農用地が混在する地域でございまして、申請地は農振農用地の青地農地でございまして、

1枚おめくりいただきまして、3枚目、公図の写しとなっております。ホッチキスどめされている箇所を左にしてご覧いただければと思います。赤枠で囲まれている筆、7筆が今回の申請地でございまして。なお、申請地の真ん中を通ります細長い筆、5筆につきましては、暗渠、水路が通っているため、転用の際、支柱を設置しないように土地の所有者から言われているとのことございまして、議案書では転用面積が内0.00平米となっておりますが、パネル下の農地の管理をする際に、こちらの5筆についても管理を行っているとのことございまして、今回の申請地に含まれております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目、土地の利用計画図でございまして、図面の向きが再び変わりまして、ホッチキスどめされている箇所を右にしてご覧いただければと思います。こちらは、更新の申請となりますので、申請地には本図面のとおり、太陽光パネルが設置されております。その太陽光パネルを支える架台の支柱の面積1.48平米が今回の一時転用の対象でございまして、計画発電量は、391.2キロワットでございまして、

1枚おめくりいただきまして、5枚目が太陽光パネルの立面図となっております。営農型発電用のパネルとなりますので、最低地上高は2メートルでこのタイプの太陽光パネルが約2メートル間隔で設置されております。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農計画書でございまして、営農型発電設備の下部の農地における作物につきましては、ミズフキを100平米、ミョウガを4,890平米で栽培する計画でございまして、

次のページをご覧ください。こちらは、年間の営農計画でございまして、記載にございまして、ミズフキは5月から6月にかけて収穫、ミョウガは8月から9月にかけて収穫を行いまして、どちらも11月に追肥を行う計画でございまして、除草については適宜行うとのことございまして、また、3年目の12月には株分けを行う計画となっております。

利用する農業機械につきましては、記載のとおりでして、本申請人の農業経験につきましては50年、

そのうち本申請地に作付していますミズフキ、ミョウガにつきましては3年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ミズフキ、ミョウガはともに陰性植物であり、パネル下での半日陰の状態が生育に適していることから、パネル下での栽培でも支障はないと考えられます。支柱につきましては、最低地上高が2メートル、最高地上高が2.5メートル、間隔も2メートルあることから、使用する農業用の機械も入ることができ、効率的に農作業を行えるものと考えられます。

下部の農地の単収につきましては、計画書に記載のとおりでございますが、こちらは西部農業事務所を根拠に見込みを算出しており、許可要件である8割を目指すものでございます。

2枚おめくりいただければと思います。最後のページがフキとミョウガの現地の写真でございますので、こちらは参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、2番の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○2番津久井委員 事前調査報告第1班班長、津久井一義。農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告をいたします。なお、当日は譲受法人の営農担当者3名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、圃場の南側は何も作付されていないように見えたのですが、作付する予定はないのですか。

回答 一番南側は、最近ミョウガを作付したばかりなので、まだ芽が出ていない状態です。西部農業普及所からの指示で、50アールの圃場を3つに分け、1年目に北側の10アール、2年目に真ん中の20アール、今年の春に残りの南側の20アールにミョウガを作付しました。

質問2 ミョウガを作付する際に、わらを敷かないと実が青くなってしまうと思いますが、わらは敷いていますか。

回答 西部農業普及所からは、わらを敷いたほうが商品としてよいミョウガがとれると伺っていますが、当初時はわらを敷かずに作付しています。そのため収穫したミョウガの中には色づきの悪いものもありますが、2次加工を目的とした業者に出荷しているため問題はありません。

質問3 圃場の一部ではフキも作付していますが、全面をミョウガにしない理由は何ですか。

回答 当初は、全面にフキを作付する計画だったのですが、苗の入手ができず急遽ミョウガに変更しました。変更する際は、今後のためにフキを少し作付してみたらと農業委員からアドバイスがあり、1アールですが作付しています。出荷先からフキを生産してほしいとの要望もあるため、栽培を継続しています。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 農産物の二次加工をしている首都圏の障害者を支援する法人に出荷しています。また、老人

ホームの食材としても購入いただいています。

質問5 何年か経過するとミョウガの収量が落ちてくると思いますが、どのくらいの期間を見込んでいますか。また、対策は考えていますか。

回答 西部農業普及所からは3年で収量が落ちてくると聞いています。3年目を目安に株分けを行っていく予定ですが、実際は現地の様子を見ながら行いたいと思います。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けいたします。

なければ許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これから一括審議に移ります。けれども、今回は案件が非常に多くて61件あるようですので、ナンバー3からナンバー26までが南部地区の案件です。それで、ナンバー27からナンバー61までが北部地区の案件。ということで、2回に分けて審議をこれよりいたします。

それでは、事務局、ナンバー3からナンバー26までの説明、お願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、診療所の来客用駐車場が不足しているため隣接地である申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。原野81平米と一体利用でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の叔父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、両親と同居するため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが実家へ戻るため実家に隣接する申請地を買い受けて離れを建築したいという住宅離れの申請でございます。宅地166.02平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は売買、申請地方面の仕事が増加し、資材置き場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分は第1種農地とございますが、1種の例外許可規定にございます集落接続に該当するもので許可要件を満たすものと思われま

す。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、事業拡大に伴い従業員用の駐車場が不足するため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという住宅5棟、建売分譲住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

23番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

24番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場及び資材置き場が不足しているため事務所に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

25番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

26番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の一括案件は24件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 いいですか。

○事務局 はい。

○会長 事務局よりナンバー3からナンバー26までの説明がございました。

それでは、これより審議に入り、皆さんより質疑をお受けします。

なければ、まず初めに、ナンバー17を見てもらうと、面積が1万6,848平米、1町6反ちょっと余あるわけで、基準以上の面積だということなので、これは許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、まず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、意見聴取することにいたします。

それでは、17除いてそのほかの案件について、皆さんより質疑をお受けいたします。

これもないですか。よろしいですか。

○全員 なし。

○会長 それでは、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、今度は北部地区の案件です。

それでは、事務局、ナンバー27からナンバー61まで説明お願いします。

○事務局

27番 契約内容は贈与、県外に暮らしているが退職を機に地元に戻るようになったため申請地を兄より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件となっております。

28番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置き場が不足しているため作業所に近接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー2の計画変更申請が関連でございます。

30番 取り下げでお願いいたします。

31番 契約内容は売買、申請地を買い受けて鉄工所用地として使用したいという鉄工所の申請でございます。

32番 契約内容は使用貸借、使用している農業用倉庫及び作業所が手狭なため敷地を拡張し使用したいという農業用施設及び作業場の申請でございます。

33番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございますので、設定期間が定められております。平成31年4月22日から平成41年4月21日までの10年間の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書10ページ、議案第2号ナンバー11が関連案件となっております。

34番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

35番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を伯母より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました議案書4ページ、議案第1号ナンバー3の計画変更申請が関連でございます。

37番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため自宅に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は使用貸借、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございます。宅地295.55平米と一体利用の申請でございます。

40番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、実家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、宅地80.59平米と一体利用の計画でございます。

47番 契約内容は使用貸借、資材置き場が不足しているため申請地を父より借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

50番 契約内容は賃貸借、従業員用の駐車場が不足しているため会社に近接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

51番 契約内容は使用貸借、認定こども園の建築を計画している申請地の埋蔵文化財試掘調査と地盤調査を実施したいという埋蔵文化財試掘調査及び地盤調査用地の申請でございます。なお、こちらは一時転用の申請でございます、転用期間が定められております。平成31年4月22日から平成31年9月30日までの約5カ月間でございます。

52番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

53番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて露天資材置き場として使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

55番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

57番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ございまして、宅地255.26平米と一体利用でございます。

58番 契約内容は使用貸借、自己用住宅建築に伴い申請地を義父より借り受けて通路として使用したいという通路用地の申請ございまして、宅地457.81平米と一体利用の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、榛名山ヒルクライム大会開催に伴い選手の駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。こちら一部用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。また、こちら、一時転用の申請となりまして、転

用期間が平成31年5月18日から平成31年5月30日までの計画となっております。

60番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。こちら一時転用でございますので、転用期間が定められております。平成31年5月1日から平成33年4月30日までの2年間の計画でございます。

61番 契約内容は売買、土木外構工事業を営んでいるが資材置き場が不足しているため自宅近くの申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては、取り下げ1件を除きます34件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたけれども、この中で30番が取り下げという説明がございました。ということで、30番を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けいたします。

事務局。

○事務局 補足の説明を1点させていただきたいと思います。議案書30ページの59番でございます。こちら、転用面積が露天駐車場ということで7,355平米、2,000平米を超える案件ではございますが、こちらは駐車場が各ばらばらの駐車場でございます。そちらはまとめると7,355平米とはなるのですが、一番大きい駐車場も2,000平米以下でございますので、一括案件とさせていただきました。補足は以上でございます。

○会長 そういふことだそうでございます。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。59番はこれだけの面積だけのを分散しているの、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取しなくもいいのですよね。

○事務局 はい、そうです。

○会長 それでは、まず初めに皆様に聞きます。ナンバー51が3,000平米以上です。それでは、この件につきましては、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいかまず初めに伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それは許可相当といたします。

では、それ以外のものにつきまして質疑をお受けいたします。それもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次は、報告事項に移ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は長屋建住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか6件、計7件の農地法第4条の届出を書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は一般住宅、用途指定区分は第1種住居、ほか35件、計36件の農地法5条の規定による転用届出を審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約でございます。ほか20件、計21件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月、許可相当としていただいた案件でございます。4条が12件、5条が52件でございます。また、そのうちのナンバー30とナンバー55につきましては3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当という回答をいただいております。また、その他の案件につきましても、他法令の回答をいただきまして問題ないということで伺っておりますので、平成31年3月22日付で許可書を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告が終わりました。

それでは、その他の事項で局長、お願いします。

○事務局長 総会終了後に公害対策委員会、皆さんご案内のとおり開催させていただきますので、終了後もそのままでもよろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○会長 ほかに、事務局のほうございませんか。

○事務局 ありません。

○会長 平成最後の農業委員会総会、ご苦労さまでした。次回は、令和元年5月第23回の総会ですので、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第22回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時35分 閉会